

2005

5/1日号

No. 1379



海と文化の交差点・共創のまち浜田

広報

# はまだ

編集・発行 浜田市総務課 ☎0855-22-2612

<http://www.city.hamada.shimane.jp>  
E-mail:info@city.hamada.shimane.jp

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地



## 交通安全街頭啓発

4月6日(休)、春の全国交通安全運動に伴い、早朝より交通指導員や市内の各団体が地区の交差点などで交通安全を呼びかけました。また、ゆうひパーク浜田で街頭啓発活動を行い、1日お巡りさんや市長、観光大使はまだなどがドライバーに交通事故防止を呼びかけました。

### 主な内容

◇軽自動車の減免申請	2
◇国際交流員任命式	3
◇子育て&健康ひろば	4
◇市立図書館	7

### 浜田市市民憲章

昭和五十五年十一月三日制定

- わたくしたちは 日本海の美しい自然と 温かい人情を誇る浜田市民です
- 明るい豊かな浜田をつくるために この 憲章を定め力をあわせて進みます
- きまりを守り よい習慣を育て
- きれいな住みよいまちをつくります
- 働く喜びをもち 産業をおこし
- 豊かなまちをつくります
- からだを鍛え 健康で
- 平和な家庭をつくります
- 教養を高め 若い力を伸ばし
- 清潔で活力あるまちをつくります
- 老人をつやまい こともを大切にし
- 明るく社会をつくります



## お元気ですか ⑨

浜田市長 宇津徹男

この3月、島根県立大学では第二期生の卒業式、4月には、第6回目の入学式が行われました。

今年は例年より桜の開花も遅く、両日ともやや肌寒く感じる天候でしたが、会場内は新しい生活に向かう若者の熱気に包まれていました。

平成12年4月に開学した大学は、あつという間に六年目を迎え、昨年と今年の卒業式で、合計三百八十一名の卒業生を送り出しました。就職受難の時代ですが、島根県立大学卒業生は着実に就職先を確保され、第二期生の就職率は95・9%にものほりました。女子学生に限ると100%を達成されたこのことです。昨年の就職率も90・1%と好調でしたが、その第一期卒業生の評価が非常に高く、良い影響があつたものと思つています。就

職先は63%余りが県外の企業で、県内は36%程度に止まり、石見地方の就職率は8%程度です。卒業式の前夜、卒業生たち「浜田応援団」の結団式を行いました。昨年、一期生が卒業される際に「浜田を第二のふるさととして、いつまでも忘れることなく応援していただこう」との思いから考えたものです。今年も開催の希望があり、卒業生の皆さんから、「浜田が好きです。」という言葉は何度も耳にしました。また、同日は、「地域振興に関する提言を含む卒業研究・論文の発表会」も開催され、地域の抱える課題に対する提言もいただきました。

地元市長として、学生の若い力を頼もしく感じています。が、もつと地元に残ることができればと痛感しています。大学生の就職先が地元になく、現状を地域の課題として重く受け止め、一人でも多くの学生が地元に残れるように願っています。私は、5万人足らずの地方の小都市だからこそ可能な大学への支援策を、市民の皆さんと引き続き考えなければ、と思います。

現在、石見地方では30名余りの島根県立大学卒業生が活躍していますが、当地域の発展の貴重な戦力として活かしたいものです。

ご意見をお寄せください。 市長 E-mail: mayor@city.hamada.shimane.jp

## 軽自動車税の減免申請

市では、心身に障害を有する人のための軽自動車について一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税を減免しています。

### ■ 減免要件

手帳の種類	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	用途
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保険福祉手帳 戦傷病者手帳	本人または生計を一にする人 (本人の所有する自動車がない場合に限り)	本人または生計を一にする人	主に身体障害者などの人の通学(園)、通院、通所または生業などのために使用していること。
		常時介護する人	

- ※ 減免を受けるには障害の区分、級別が一定の条件に該当することが必要です。
- ※ 減免できる軽自動車は1台だけで、自動車税の減免と合わせて受けることはできません。

### ■ 申請手続きに必要なもの

- ・手帳 ・運転免許証 ・車検証 (250CC以下は除く) ・印鑑
- ・軽自動車税納税通知書 (5月16日(月)~24日(火)の期間に申請する人のみ必要)

### ■ 申請締切日 5月24日(火)

- ※ 期間が過ぎますと受け付けできなくなりますので、気をつけてください。
- ※ 詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 税務課市民税係 (☎内線123)

## 相談 春の 行政相談週間

行政相談制度は、国の役所の仕事、地方公共団体が補助金を受けて実施している仕事などについて、苦情や要望を受け付け、公平・中立な立場から必要なあつせんを行い、その解決を促進することも、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。

総務省では、この行政相談制度について、皆さんの理解を得ることも、その利用を促進するため、毎年春(5月)と秋(10月)の2回、「行政相談週間」を実施しています。

今年の春の「行政相談週間」は、5月16日(月)～22日(日)です。この週間中、市では、行政相談委員が、次のとおり相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談日時 5月18日(水)  
午前10時～午後3時

場所 市役所2階 201会議室

### ○行政相談委員

新井和子さん(真光町)

☎200084

野坂哲治さん(長浜町)

☎20164

※ 行政相談は、上記のほか毎週水曜日に開設されています。なお、人権相談も毎週水曜日に同時に行っています。

### 行政相談お休みのお知らせ

○毎週水曜日に開設していますが、5月4日および5月25日は、相談をお休みします。

## 環境 生ごみ処理機 購入に補助

市では、燃やせるごみの大部分を占める家庭の台所ごみを少しでも減らしてもらうため、電気式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助しています。購入を考えている人は、この補助制度を利用してください。

### 【対象および要件】

- ①家庭用電気式処理タイプであること。(容器タイプは対象になりません。)
- ②市内に住所があり、住んでいること。(事業所および今まで補助を受けられた人は除きます。)
- ③肥料化された生ごみを自家処理できること。
- ④平成17年3月5日以降に購入

していること。(平成17年3月4日以前に購入した人は対象となりません。)

補助額・補助基数 生ごみ処理機購入費の3分の1以内で、2万円を限度とし1基のみ。  
申請書類 環境課および各連絡係に備え付けてあります。浜田市ホームページからも印刷できます。

申請方法 平成18年3月3日(金)までに環境課へ申請書類を提出してください。

そのほか 処理容器の購入を確認するため、提出書類に領収書(レシート不可)を添付してもらってください。

で領収書は無くさないように注意してください。申請には印鑑、振込先が分かるもの(支店名・口座番号)も必要です。

問い合わせ先 環境課清掃対策係(☎内線257)

## ごみ袋 合併後もごみ袋は 変わりません

10月1日の市町村合併後も、引き続き、現行の浜田市指定ごみ袋は使用できます。

なお、ごみ袋の厚さを一部変更していますが、品質などに問題はありせん。

## 交通安全 自転車の マナーアップ 運動の実施

「自転車のマナーアップ運動」が5月1日(日)から31日(火)までの1か月間、県下一斉に行われます。

### 運動の重点

- ①自転車利用時の交通ルール・マナーの実践
  - ②自転車の点検整備の励行
- 市民の皆さん一人ひとりが交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止に努めてください。
- 問い合わせ先 総務課防災交通係(☎内線325)

## おもなできごと



### 国際交流員任命式

中国山東省出身の張 穎<sup>ちやうえい</sup>さんが国際交流員として任命されました。1年間にわたり、市と中国との国際交流に協力してもらいます。

●自転車の違反には罰金などが課せられる場合があります。

<例えば>

- ・信号無視・・・3か月以下の懲役・5万円以下の罰金
- ・一時停止・・・3か月以下の懲役・5万円以下の罰金
- ・右側通行・・・3か月以下の懲役・5万円以下の罰金
- ・無灯火・・・5万円以下の罰金
- ・傘差し運転・・・5万円以下の罰金
- ・二人乗り・・・5万円以下の罰金
- ・並進



### 児童手当が支給されます

児童手当は小学校第3学年修了前の児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に支給されます。所得額の超過によりこれまで手当を受けていなかった人も、5月中に手続きをすれば平成17年6月から手当を受けることが出来る場合があります。(所得制限額についてはお問い合わせください。)

該当すると思われる場合は次のものを持参し、5月中に子育て支援課⑫番窓口までお越しください。

- ①申請者本人名義の通帳(郵便局以外)
- ②代理人が来庁の場合は申請者の認印
- ③申請者本人の健康保険証コピー

申請・問い合わせ先

子育て支援課⑫番窓口  
(☎内線167)

**児童相談窓口を「子育て支援課」に開設**

児童福祉法の改正により、児童虐待防止などの充実強化を図るために、身近な子育て支援サービスをはじめ、子どもと家庭に関する相談の窓口を市町村に設置することとなりました。

また、今後市では「要保護児童対策地域協議会(仮称)」などを設置し、地域での子どもと家庭を支援するネットワークの整備をしていきます。

窓口・問い合わせ先 子育て支援課児童家庭係(☎内線162)



### ひとり親家庭弁護士相談

—島根県—

- 内容
- ①養育費の取り決めや履行の確保

- ②消費者金融や悪徳商法
- ③そのほか法律的知識を必要とする問題

## 「すくすく」移動子育て広場日程(5月・6月・7月)

身近な地域の公民館や集会所などで親子が自由に交流できます。

対象 就学前児童とその父母および祖父母  
内容 親子ふれあい遊び・フリートーク・育児相談・身体測定など

時間 午前10時～11時30分

期日・場所

- 長浜公民館 第1木曜日(5月は第1金曜日)
- 周布公民館 第2木曜日
- 農業構造改善センター 第3水曜日
- 石見公民館 第3木曜日
- 国府公民館 第4木曜日

問い合わせ先

子育て支援センター  
(☎②1253)



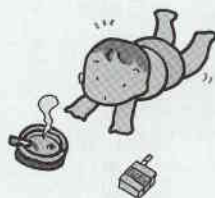
## 子育て講習会「病気の子どもの看護」

急に発熱した。誤って何かを飲み込んだ。そんな時家庭で行う手当について学びませんか。

対象 就学前児童の保護者と祖父母  
日時 5月31日(火) 午前10時30分～正午  
講師 日本赤十字社 幼児安全法指導員  
場所 子育て支援センター 多目的ホール  
\*託児あります。(要予約)

申し込み・問い合わせ先

子育て支援センター (☎②1253)



する問題

対象 ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭、寡婦など)  
日時 5月24日(火)  
午後1時30分～3時30分  
(1人当たり30分・1日4人)  
場所 いわみーる  
料金 無料  
※相談は1人1回に限りです。  
相談の予約 1人当たりの相談時間は30分に限られますので、相談を受けたい場合は、相談日の2週間程度前までに

電話予約してください。  
申し込み・問い合わせ先  
(財)島根県母子会連合会  
(☎085225920)

### 5月のポリオ予防接種

対象 生後3か月～7歳半  
持ってくるもの 母子健康手帳  
予診票は会場にあります。  
日程(受付時間 午後1時40分～2時10分)

日(曜日)	会場
9日(月)	子育て支援センター
11日(水)	石見公民館
12日(木)	子育て支援センター
13日(金)	石見公民館

問い合わせ先 子育て支援課(☎内線162)

# 5月子育てカレンダー

場所はすべて子育て支援センター「すくすく」です。

月	火	水	木	金	土	日
2	3 憲法記念日 休館日 	4 国民の休日 休館日 	5 子どもの日 休館日 	6	7	8
9 ポリオ 13:40~14:10	10 お楽しみタイム 10:45~11:00 ★1歳6か月児健診 H15年10月生まれ	11 音楽リズム遊び ①1歳半以上 10:00~10:30 ②1歳半未満 11:00~11:30 	12 ポリオ 13:40~14:10	13	14	15 休
16	17 手作り 布おもちゃの会 10:30~11:30 お楽しみタイム 10:45~11:00 おもちゃの病院 13:00~15:00 ★乳児健診 H16年12月生まれ	18 ママパパ学級 10:00~11:30	19	20 こころころ 10:00~11:00 	21	22 館
23	24 お楽しみタイム 10:45~11:00	25 食育講座 (幼児食) 10:30~11:30 	26 ★3歳児健診 H14年1月生まれ	27 おっぴいの日 9:30~12:00 要予約	28	29 日
30	31 子育て講習会 (病気の子どもの看護) 10:00~11:30	6月1日 なんでも相談の日	2	3	4	5

\* 毎週月・金は育児相談日 受付時間 9時30分~11時

\* 毎週日曜日、祝日は休館日です。

\* 乳児、1歳6か月児、3歳児健診の該当者には事前に個人通知します。

申し込み・問い合わせ先

★ 子育て支援課児童家庭係 (☎内線 162・167)  
マークなし 子育て支援センター (☎・FAX 21253)